

# 新規就農支援緊急対策事業のうち新規就農支援緊急対策整備事業について (令和元年度補正 64億円の内数)

就職氷河期世代を含む幅広い就農希望者に対する就農支援のための実践的なリカレント教育（社会人の学び直し）の実施に必要な研修用の施設や内部設備の整備を支援します。

## 整備事業の内容

地方公共団体や農協等が、新規就農者の育成・確保に向けて、就農希望者のための研修施設や内部設備を整備する場合に、施設・設備の整備経費を支援します（補助率1/2以内）。

### 事業実施主体：

都道府県、市町村、公益財団法人・社団法人、学校法人、農業協同組合等の研修機関

### 整備対象施設：研修用農業施設・農業設備

就農に必要な農業技術等の習得のための研修用の園芸ハウス、畜舎等の施設や栽培管理機器等の内部設備（既存の園芸施設等に研修に必要な内部設備のみを整備することも可能）が対象（トラクター等の農業機械は補助対象外）。

### 事業要件：

- ・整備施設等で行う研修受講生の受入規模が年間15名以上であること
- ・1事業計画当たりの予定事業費のうち予定国費額が1千万円以上、2億円以下であること
- ・整備施設で実施する研修の実施状況を5年間国に報告すること 等

【お問合せ先】

農林水産省経営局就農・女性課農業教育グループ（03-6744-2160）

## 研修施設整備のイメージ

研修用園芸施設や栽培設備の整備



研修用畜舎や飼養管理設備の整備



就農に必要な農業機械操作等の講習施設の整備

